

「私が暮らしつつづけたいまち 朝霞」 の実現をめざして

第5次朝霞市総合計画を策定しました

問／政策企画課 ☎463-3089

市では、中・長期的な視点から市民の皆さんと行政がともに目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的にまとめた「第5次朝霞市総合計画」を策定しました。この計画は、市の最上位の計画として市政運営の最も基本となる指針であり、今後10年間の市民と行政の共通の目標となるものです。

第5次総合計画の構成と期間

基本構想は、市民と行政がともに実現を目指す将来像と、その実現に向けた政策の方向性を示すものです。構想期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間とします。

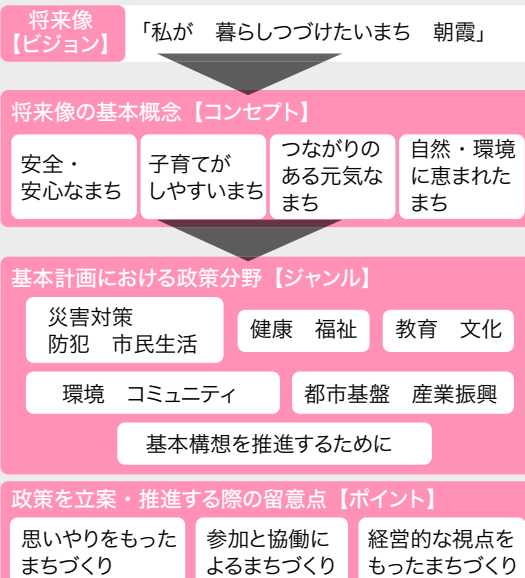
基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間で計画期間とします。

前期：平成28(2016)年度から
平成32(2020)年度まで
後期：平成33(2021)年度から
平成37(2025)年度まで



実施計画は、基本計画に定めた各施策を展開するためのより具体的な事務や事業の内容を示すもので、各年度の予算編成の基礎となります。3年間で計画期間とし、毎年度、内容を見直します。

基本構想の構成図



将来像【ビジョン】「私が暮らしつつづけたいまち 朝霞」

朝霞のまちには、子どもからお年寄りまで、たくさんの人が暮らしています。このまちに住んでいる人、学んでいる人、働いている人、活動している人など、「朝霞に関わりのある一人一人が主人公である」との意味を込めて、将来像の主語を“私”としています。“私”が、朝霞というまちを愛し、「朝霞に暮らしつつづけたい」、「朝霞で暮らしてみたい」と思えるような、魅力的で住みやすいまちにしていきたいと思います。

将来像の基本概念【コンセプト】

具体的にどのようなまちであれば、「私が暮らしつつづけたい」と思えるのか、「私たちのまちはこうありたい」、「こうあってほしい」という想いを、4つの基本概念（コンセプト）としてまとめました。この4つの基本概念（コンセプト）を私たちと行政が共有し、みんなで同じ方向を向いて力を合わせて取り組んでいきたいと考えています。

安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時においては、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育てられたり、老後を過ごせたりすることが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災害が起きても、みんなで助け合って乗り越えていける、そのようなまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆人にやさしいまちへ

- ・誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
- ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備

◆支え合う心で安全・安心なまちへ

- ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
- ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
- ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
- ・防災、減災のための自助、共助、公助による地域防災計画の推進
- ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
- ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
- ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援
- ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実していることが必要です。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆子育てしやすいまちへ

- ・妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実

◆子どもたちがいきいきと育つまちへ

- ・全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
- ・急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実
- ・虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
- ・障害のある人となない人がともに学ぶことのできる教育制度を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実

つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていけることが必要です。

また、近くににぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはず。そのような元気なまちにしていきたいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆つながりのあるまちへ

- ・自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成
- ・生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
- ・NPOなど市民活動団体への支援
- ・多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進
- ・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実

◆元気なまちへ

- ・高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援
- ・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための福祉サービスの質の向上
- ・健康づくりの取組の充実
- ・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
- ・起業家や中小企業への効果的な支援
- ・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信を持って語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思います。

政策づくりに当たって重視すべき事項

◆自然・環境がいきるまちへ

- ・自然と調和した適正な土地利用の促進
- ・市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用
- ・地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出
- ・環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり
- ・循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進

◆歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ

- ・朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護
- ・恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成
- ・まちの活性化を図るため、市民と市の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信